

1. 件名:ニュークリア・デベロップメント株式会社の保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時:令和2年12月3日(木)9:30~10:30

3. 場所:原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、堀内安全審査官、真田係長

ニュークリア・デベロップメント株式会社 安全管理部長 他10名

5. 要旨

(1)ニュークリア・デベロップメント株式会社(以下「NDC」という。)から、令和2年9月28日付けで申請のあった核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書について、資料に基づき説明を受けた。原子力規制庁から、主に以下の点について指摘した。

○地震、火災等の発生時に講ずべき措置に関する記載を検討すること。

○緊急事態発生時に従業員以外の見学者等への避難指示に関する記載を検討すること。

○立入・作業制限区域について、空気中の放射性物質濃度等の基準値に関する記載を検討すること。

○品質マネジメントに関して、品質管理基準規則に加えて同規則解釈で要求している事項についても対応するよう精査すること。

(2)NDCから、承知した旨の発言があった。

6 資料

- ・使用施設における保安規定審査要求と保安規定
- ・保安のための措置等に係る運用ガイド・保安規定対比表
- ・保安規定と使用許可との対応表
- ・品質規則・同解釈と下部規定との対応

以上